

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和4年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第33号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第1条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) [略]</p>	<p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) [略]</p> <p>(5) <u>職員の定年等に関する条例第8条の規定に基づき地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間(同条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。)</u>を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</p> <p>(6) [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第2条 職員の育児休業等に関する条例(平成4年岩手県条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする

。(1)・(2) [略]

(3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年岩手県条例第5号)第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員

(4) [略]

(5) [略]

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする

。(1)・(2) [略]

(3) 職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員

(部分休業を請求することができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする

。(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(短時間勤務職員(地方公務員法

(育児休業をすることができない職員)

第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする

。(1)・(2) [略]

(3) 職員の定年等に関する条例(昭和59年岩手県条例第5号。以下「定年条例」という。)第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員

(4) 定年条例第8条の規定に基づき異動期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の2第1項に規定する異動期間をいい、定年条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。以下同じ。)を延長された定年条例第5条に規定する職を占める職員

(5) [略]

(6) [略]

(育児短時間勤務をすることができない職員)

第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする

。(1)・(2) [略]

(3) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき引き続いて勤務している職員

(4) 定年条例第8条の規定に基づき異動期間を延長された定年条例第5条に規定する職を占める職員

(部分休業を請求することができない職員)

第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする

。(1) [略]

(2) 勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(短時間勤務職員(地方公務員法

<p>(昭和25年法律第261号) 第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を除く。)</p>	<p>第22条の4 第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)を除く。)</p>
---	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成6年岩手県条例第57号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>地方公務員法第28条の4 第1項、第28条の5 第1項又は第28条の6 第1項若しくは第2項の規定に基づき採用された職員で同法第28条の5 第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(船員の勤務時間等の特例)</p> <p>第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤</p>	<p>(1週間の勤務時間)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された職員</u>（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、任命権者が定める。</p> <p>4・5 [略]</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員（以下「<u>短時間勤務職員</u>」という。）については日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。</p> <p>2～4 [略]</p> <p>(船員の勤務時間等の特例)</p> <p>第8条 任命権者は、第2条の規定にかかわらず、船舶に乗り組む職員の勤</p>

務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては同条第2項の規定に基づき定める時間、再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定に基づき定める時間）となるように定めることができる。

2・3 [略]

務時間について、人事委員会規則の定めるところにより、人事委員会の承認を得て、52週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分（育児短時間勤務職員等にあつては同条第2項の規定に基づき定める時間、定年前再任用短時間勤務職員にあつては同条第3項の規定に基づき定める時間、任期付短時間勤務職員にあつては同条第4項の規定に基づき定める時間）となるように定めることができる。

2・3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年岩手県条例第67号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された者を除く。</u>）</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>（職員の派遣）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 法第2条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。</p> <p>（1） 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3） 地方公務員法（<u>昭和25年法律第261号</u>）第22条に規定する条件付採用になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>（4） [略]</p> <p>（5） <u>職員の定年等に関する条例第8条の規定に基づき地方公務員法第28条の2第1項に規定する異動期間（同条例第8条の規定に基づき延長された期間を含む。）を延長された同条例第5条に規定する職を占める職員</u></p> <p>（6） [略]</p> <p>3 [略]</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年岩手県条例第22号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（ <u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u> を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) [略]	(任命権者の報告事項) 第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、職員（ <u>臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）</u> を除く。）に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例の一部改正)

第6条 職員の大学院派遣研修費用の償還に関する条例（平成19年岩手県条例第28号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(適用除外) 第4条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。 (1) [略] (2) <u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職した場合（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</u> (3)～(6) [略]	(適用除外) 第4条 前条の規定は、大学院派遣研修を命ぜられた職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当して離職した場合には、適用しない。 (1) [略] (2) <u>地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職した場合（職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号）第4条第1項の期限又は同条第2項の規定に基づき延長された期限の到来により退職した場合を含む。）</u> (3)～(6) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第7条 職員の再任用に関する条例（平成12年岩手県条例第77号）は、廃止する。

(定年退職者等の再任用に関する経過措置)

第8条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（次条から第12条までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧条例定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年岩手県条例第38号）による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年岩手県条例第5号。以下「旧条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）以後に新たに設置された職及び改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 改正法施行日前に旧条例第2条の規定により退職した者

(2) 旧条例第4条第1項若しくは第2項又は改正法附則第3条第5項若しくは職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例附則第3項の規定に基づき勤務した後退職した者

(3) 25年以上勤続して改正法施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(4) 25年以上勤続して改正法施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定に基づき採用することをいう。）又は暫定再任用（この条、次条、第11条又は第12条の規定に基づき採用することをいう。次条第5号において同じ。）をされたことがあるもの

第9条 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新条例定年（職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例による改正後の職員の定年等に関する条例（以下この条において「新条例」という。）第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 改正法施行日以後に新条例第2条の規定により退職した者

(2) 改正法施行日以後に新条例第4条第1項又は第2項の規定に基づき勤務した後退職した者

(3) 改正法施行日以後に定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例（令和4年岩手県条例第39号）第2条の規定に基づき採用された者のうち、改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

(4) 25年以上勤続して改正法施行日以後に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの

(5) 25年以上勤続して改正法施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であつて、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの

間に、暫定再任用をされたことがあるもの

第10条 前2条の任期又はこの項の規定に基づき更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2条の規定に基づき採用する者又はこの項の規定に基づき任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

2 暫定再任用職員（前2条、次条又は第12条の規定に基づき採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定に基づく任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができる。

3 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第11条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第8条各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする新地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職（以下「短時間勤務の職」という。）に係る旧条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧条例定年（改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢）をいう。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

第12条 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、第9条各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新条例定年をいう。）に達しているもの（定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

第13条 前2条の場合においては、第10条の規定を準用する。

第14条 改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次のとおりとする。

- (1) 改正法施行日以後に新たに設置された職
- (2) 改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

第15条 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次のとおりとする。

- (1) 改正法施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 改正法施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項各号に掲げる短時間勤務の職が改正法施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧条例定年に準じた当該短時間勤務の職に係る年齢とする。

第16条 改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（第8条から第13条までの規定が適用される間における各年の4月1日（改正法施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新条例定年が基準日の前日における新条例定年を超える職とする。

（1）基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

（2）基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している者とする。

3 改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新条例定年に達している職員とする。

第17条 第8条から前条までに定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 暫定再任用職員に対する第1条の規定による改正後の外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条又は第9条の規定に基づき採用された職員を除く。）」とする。

3 第11条又は第12条の規定に基づき採用された暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員の任用に関する条例第2条の規定に基づき採用された職員とみなして、第2条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第19条第2号及び第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定を適用する。

4 暫定再任用職員に対する第4条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「定めて任用される職員」とあるのは、「定めて任用される職員（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例（令和4年岩手県条例第33号）第8条又は第9条の規定に基づき採用された職員を除く。）」とする。